



# 広島市に完敗！

岡山市の実情が見えてきた

保育園の相談です。

育児休業期間中、現在通園している第1子は、保育園に通い続けられるのでしょうかという内容です。

相談者は今月末に第2子を出産する予定で、第1子(4才)は、保育園に通っています。

この方のお話によれば、第1子が通園中の保育園に、産後休暇中は通えますが、育児休業に入ると退園をしなければならないと、保育園から言われたそうです。保護者が育児のために家庭にいるので「保育に欠ける」という要件に該当しないという理由からです。

## ■ 厚生労働省の見解

平成14年2月22日

雇児保発第0222001号

育児休業に伴う入所の取扱いについて、疑義照会が多く寄せられていることから、下記のとおり当職の考え方をとりまとめたので通知する。

(略)

家庭での保育は子どもの育成の上で重要なことではあるが、保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所へ入所していた児童については、下記に掲げる場合等児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないものである。

(1) 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合

(2) 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと史料される場合

(以下略)

## ■ 岡山市の見解

この通知を受けて、岡山市でも保護者が育児休業中の児童が継続入所できるのかどうか、岡山市に尋ねました。就学前1年の児童に関しては、継続できるが、その他の児童については継続できない、退園してもらおうという答えでした。

## ■ 他の政令市では

☆広島市の場合

育児休業中の継続入園期間については、保護者が育児休業を取得した際、休業開始前既に保育園へ入園していた乳幼児を継続して入園させる必要があると福祉事務所長が認める場合、育児休業の対象となる児童が満1歳に達する日の属する年度の末日まで入園可能と、ホームページには掲載されています。

電話で問い合わせたところ、福祉事務所長が認める場合というケースは、児童が満1歳を超える場合であり、1歳未満の場合は、福祉事務所長の判断は不要で継続入園できるとのことでした。

☆熊本市、北九州市の場合

保護者が育児休業法に基づき、育児休業するとき、既に保育園へ入園している児童について継続入園を希望する場合の条件を満たせば継続入所が可能です。

## ■ 岡山市の保育行政

岡山市の保育行政は保護者にも子どもにも優しくないですね。こんな状況では、出産したくても、二の足を踏んでしまいます。岡山市で子どもを産み、育てたいと思わせるような環境をぜひ整えていきたいと思います。

保育園に関して、お困りのことや疑問などございましたら、お聞かせ下さい。

## 下市このみ事務所からのお知らせ

▼5月24日(木) まちづくり～おしゃべりネット♪  
10:00～ 下市このみ事務所

▼6月3日(日) 第26回ひまわりマーケット  
10:00～13:00 ※雨天中止

岡山市高屋公園

※出店者募集

1ブース2m×2m 300円

問合せ先 086-270-5333

▼6月5日(火) 映画鑑賞会  
9:30～ 下市このみ事務所

▼6月11日(月)～6月28日(木)  
6月定例市議会